

第6 平成31年度道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

(平成30年10月2日教育長決定)

この要項は、平成31年度の道立高等学校専攻科の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 北海道美唄聖華高等学校専攻科

(看護科)

(1) 実募集人員

別に告示する募集人員から、平成31年3月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

次の各号に該当する者であること。

ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者

イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

(4) 出願期間

平成31年1月18日（金）午前9時から平成31年1月23日（水）正午まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、北海道美唄聖華高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）

エ 推薦書（高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道美唄聖華高等学校

〒072-0007 美唄市東6条北2丁目1番1号（電話 0126-64-2385）

専攻科要項

(7) 検査日

平成31年2月12日（火）午前9時

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

ア 高等学校長は、平成31年2月19日（火）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書（別記様式2）を平成31年2月22日（金）正午までに出願校の校長に提出すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

2 北海道小樽水産高等学校専攻科

(漁業科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第1号に規定する海技士（航海）の資格に関する単位を15単位以上修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船（第三種漁船）による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）別表第3の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者

(4) 出願期間

平成31年1月9日（水）午前9時から平成31年1月22日（火）正午まで（日曜日、土曜日及び成人の日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道小樽水産高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- オ 乗船に関する証明書（出願校の校長の定める様式によること。）
- カ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道小樽水産高等学校

〒047-0001 小樽市若竹町9番1号（電話 0134-25-0063）

(7) 検査日

平成31年2月1日（金）午前9時

(8) 選抜方法

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

高等学校長は、平成31年2月15日（金）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

(情報通信科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 水産高等学校の情報通信に関する学科又はこれに準ずる学科（コース）を平成31年3月末日までに卒業見込みの者

イ 高等学校を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者で、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）に規定された第三級総合無線通信士の資格を有しているもの

(4) 出願期間

平成31年1月9日（水）午前9時から平成31年1月22日（火）正午まで（日曜日、土曜日及び成人の日を除く。）

専攻科要項

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）

エ 第三級総合無線通信士の免許証の写し又は合格通知書の写し

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

漁業科に同じ。

(7) 検査日

漁業科に同じ。

(8) 選抜方法

漁業科に同じ。

(9) 合格発表

漁業科に同じ。

(10) その他

漁業科に同じ。

3 北海道函館水産高等学校専攻科

(機関科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号に規定する海技士（機関）の資格に関する単位を15単位以上修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船（第三種漁船）による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者

(4) 出願期間

平成31年1月9日（水）午前9時から平成31年1月22日（火）正午まで（日曜日、土曜日及び成人の日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道函館水産高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

- ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
- イ 入学検定料（北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- オ 乗船に関する証明書（出願校の校長の定める様式によること。）
- カ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道函館水産高等学校

〒049-0111 北斗市七重浜2丁目15番3号（電話 0138-49-2412）

(7) 検査日

平成31年2月1日（金）午前9時

(8) 選抜方法

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

高等学校長は、平成31年2月15日（金）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

(10) その他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

4 北海道富良野緑峰高等学校農業特別専攻科 (園芸科学科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

専攻科要項

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成31年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

エ その他北海道富良野緑峰高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 出願期間

平成31年1月8日（火）午前9時から平成31年1月21日（月）正午まで（日曜日、土曜日及び成人の日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道富良野緑峰高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）

エ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

オ 農業自営予定者説明書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道富良野緑峰高等学校

〒076-0037 富良野市西町1番1号（電話 0167-22-2594）

(7) 検査日

平成31年2月5日（火）午前9時

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに出願書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

高等学校長は、平成31年2月13日（水）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

(10) 合格発表後の入学者選抜

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、平成31年4月4日（木）までの間に選抜の上、入学させることができる。

(11) その他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

5 北海道稚内高等学校専攻科

(看護科)

(1) 実募集人員

別に告示する募集人員から、平成31年3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

次の各号に該当する者であること。

- ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者
- イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

(4) 出願期間

平成31年1月18日（金）午前9時から平成31年1月23日（水）正午まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、北海道稚内高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

- ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
- イ 入学検定料（北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- エ 推薦書（高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

専攻科要項

(6) 出願場所及び受検場所

北海道稚内高等学校

〒097-0017 稚内市栄1丁目4番1号（電話 0162-33-4154）

(7) 検査日

平成31年2月12日（火）午前9時

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

ア 高等学校長は、平成31年2月19日（火）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書（別記様式2）を平成31年2月22日（金）正午までに出願校の校長に提出すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

6 北海道別海高等学校農業特別専攻科

(酪農経営科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成31年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

エ その他北海道別海高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 出願期間

平成31年1月9日（水）午前9時から平成31年1月22日（火）正午まで（日曜日、土曜日及び成人の日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道別海高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

- ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
- イ 入学検定料（北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの）
- エ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）
- オ 農業自営予定者説明書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道別海高等学校

〒086-0214 野付郡別海町別海緑町70番地1（電話 0153-75-2053）

(7) 検査日

平成31年2月5日（火）午前9時

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

高等学校長は、平成31年2月13日（水）午前9時に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

(10) 合格発表後の入学者選抜

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、平成31年4月2日（火）までの間に選抜の上、入学させることができる。

(11) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。